

国土建整第179-2号
平成24年3月21日

全国マシツク事業協同組合連合会会長 殿

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



公共事業の労務費の実態把握に関する調査（平成24年5月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成24年度においては、建設投資の増大や東日本大震災の復旧・復興事業の本格化及びこれに伴う建設労働者不足等により、全国的に労務単価の変動が生じる可能性があることから、実態把握を強化する必要があります。

そのため、平成24年5月時点を対象とした実態把握のための調査を下記のとおり実施いたしますので、貴職におかれましても、調査の精度、透明性を更に高められるよう、下記の事項についてご理解とご協力をいただきますとともに、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 公共事業の労務費の実態把握に関する調査における重要事項

今回の調査における重要事項は、以下のとおりです。

(1) 公共工事労務費調査との同等性の確保

本調査は、全国的な労務単価の変動の実態を把握するための調査です。

公共事業労務費調査と同等程度の精度を必要とするため、「公共事業労務費調査（平成23年10月調査）の実施について」（平成23年8月4日付け国土建整第19-2号）【別紙】の重要事項等に基づき実施いたします。

2. 会場調査の実施等

(1) 調査精度の確保のため、調査対象企業の方々に、調査の趣旨・内容を正しく理解していただくとともに、以下の点に留意願います。

- ・調査の対象となった工事の元請企業は、調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。
- ・元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いします。

（調査対象工事の通知、並びに手引きの配布は、現時点で5月上旬を予定しております。）

・個人情報保護法が施行されていますので、適切な対応をお願いいたします。

(2) 会場調査においては、調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

(参考)

過去、国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し、行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施したことがあります。